

ごあいさつ



大磯のまちは、古くから、国府が置かれた行政の中心としてのまち、東海道の宿駅としてのまち、政財界人の別荘が並ぶ保養地としてのまち、とさまざまな顔をみせてきました。

これらの歴史や文化は先人のまちづくりの賜物であり、町民の皆様によって大切に引き継がれてきました。そのお陰で今でもまちのいたるところにその情緒を感じることができます。

また、本町は、首都圏近郊にありながら豊かな自然に恵まれ、住みやすいまちとして着実な発展を遂げてまいりました。

一方では、将来、人口の減少や少子高齢化がさらに進むことが予想され、人々のライフスタイルが多様化するなど、これまでの社会環境が大きく転換すると思われます。

平成17年には、景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されるなど、まちづくりに対する人々の関心が高まっている中、都市や生活のあり方についても、ますます質の向上が求められると思われます。

この要求を受け、環境、福祉、経済、教育等の各分野等の相互調整を図りながら計画的かつ総合的な都市整備を進めていく必要があると考えます。

この実現のため、「紺碧の海に縁の映える住みよい大磯」という町の将来像の下、まちづくり条例に基づき、大磯町の都市計画に関する基本的な方針となる「大磯町まちづくり基本計画」を策定いたしました。この計画は、大磯町総合計画を支える都市づくりの基幹的な個別計画となります。

計画の策定にあたりましては、ワークショップ等において町民の皆様からさまざまのご意見をいただきました。また、大磯町まちづくり審議会及び大磯町都市計画審議会の委員の皆様には、専門的見地から慎重な議論を重ねていただきました。このように、多くの方々にご指導、ご協力を賜りましたことを、心から御礼申し上げます。

また、計画を推し進め、未来に向けてよりよいまちを受け継いでいくために、引き続き町民の皆様をはじめとする関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月

大磯町長 三澤龍夫